

議案第47号

西脇市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月7日

西脇市長 片山象三

(理由)

行政手続における押印の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

西脇市認可地縁団体印鑑条例（平成17年西脇市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録廃止の申請等) 第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑の登録の廃止をしようとするときは、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に当該印鑑を押印し、市長に自ら申請しなければならない。</p> <p>2 (略) 第9条 認可地縁団体印鑑登録証明書 第9条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者が、認可地縁団体印鑑の登録の証明を受けようとするときは、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書に当該印鑑を押印し、市長に自ら申請しなければならない。</p> <p>2 ～4 (略) (代理申請等) 第11条 法施行規則第19条第1項の規定により代理人の告示が行われている場合にあっては、市長は、第3条第1項、第7条第1項及び第2項並びに第9条第1項の規定による申請を当該代理人に行わせることができる。この場合において、当該代理人は、委任を証する書面を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(登録廃止の申請等) 第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該印鑑の登録の廃止をしようとするときは、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に当該印鑑及び個人印鑑を押印し、<u>個人印鑑の印鑑登録証明書を添えて、市長に自ら申請しなければならない。</u></p> <p>2 (略) 第9条 認可地縁団体印鑑登録証明書 第9条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者が、認可地縁団体印鑑の登録の証明を受けようとするときは、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書に当該印鑑及び個人印鑑を押印し、<u>個人印鑑の印鑑登録証明書を添えて、市長に自ら申請しなければならない。</u></p> <p>2 ～4 (略) (代理申請等) 第11条 法施行規則第19条第1項の規定により代理人の告示が行われている場合にあっては、市長は、第3条第1項、第7条第1項及び第2項並びに第9条第1項の規定による申請を当該代理人に行わせることができる。この場合において、<u>当該代理人は、当該代理人の個人印鑑の印鑑登録証明書を添えて、委任を証する書面を市長に提出しなければならない。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。